

# あなたの暮らしをまもる 成年後見制度

～認知症や障がいなどで判断能力が  
不十分な方の暮らしを守るために～



みんなが、住み慣れた地域で、“自分らしく、安心して”  
暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

舞鶴市成年後見支援センター

社会福祉法人 舞鶴市社会福祉協議会

発行年月 令和3年3月

# 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、必要なサービスや介護施設への入所に関する契約を結んだりすることが一人では難しい場合があります。

また、不利益な内容であっても、適切な判断ができずに契約をしてしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度とは、判断能力が低下しても、その人が自分らしく安心して生活できるよう、本人の気持ちを大切にしながら、権利や生活・財産を守るために、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行うしくみです。



## 判断能力とは

「自分が行った行為や行動が、どのような結果をもたらすか」などを、理解したり、判断する力

### たとえば、「こんなとき」…

#### 自分自身に関する不安など

- 1 自分の老後のことが心配です。
- 2 最近物忘れがひどく、預貯金の出し入れなど金銭管理に自信がありません。
- 3 市役所などから書類が届いても、何をすればよいか分からずそのままにしています。
- 4 どんな福祉サービスがあり、どうすれば利用できるのか分からず。



#### ご高齢の親に関する心配ごとなど

- 5 親の入院費を支払いたいが、親の預貯金を引き出せない。
- 6 一人暮らしの親が、訪問販売や振り込め詐欺などの悪徳商法にだまされないか心配です。



#### 子どもの将来に関する心配ごとなど

- 7 自分たちが高齢になったときのことを考えると、障がいのある子どものことが心配です。



#### 1 のような場合は…

任意後見制度により、将来に備えておくことができます。

#### 2 3 4 5 のような場合は…

成年後見人等が、本人に代わって、預貯金や不動産などの財産管理、入院や介護サービスなどの利用に関する手続きや契約、支払い等を支援します。

#### 6 のような場合は…

成年後見人等の同意を得ないで結んだ契約は、取り消すことができるので、悪徳商法等のトラブルを防ぐことができます。

#### 7 のような場合は…

成年後見人等には、親族以外にも法律や福祉の専門家、社会福祉協議会等の法人などを選任することができますので、成年後見制度を利用すれば親なき後の支援も安心です。

# 成年後見制度の理念

成年後見制度は、本人を『法的に保護する』だけでなく、「自己決定権の尊重」や「残存能力の活用」、「ノーマライゼーション」といった『本人の意思決定を支援する』ことも、理念としています。

成年後見制度は、『本人保護』と『自己決定権の尊重等』の理念の調和を目指す制度です。

## 成年後見制度の3つの理念

- 自己決定権の尊重** …本人の意思やこれまでの生き方を尊重し、自己決定を大切にすること。
- 残存能力の活用** …本人が現在持っている能力を活かせるように配慮すること。
- ノーマライゼーション** …障がいのある人も、家庭や地域で通常の生活をすることができる社会をつくること。

## 成年後見制度利用にあたっての留意点

1. 後見等開始の申立ては、申立て後、自由に取り下げることができません。
2. 成年後見人等は、本人に関すること以外(後見人自身や親族等のための使用や贈与・貸付をすることなど)の目的で、本人の財産を使用することは、認められません。

### ※ 後見等が開始されると、支出が不相当とされる可能性のあるもの(一例)

- ・見舞いに訪れる親族への小遣いなど
- ・後見人等や親族などの名義のローンの返済
- ・後見人等または親族などへの贈与(相続税対策の贈与を含む)
- ・金銭の貸付
- ・寄付

3. 以下の場合は、本人の同意が必要です。
  - (1) 保佐を開始する場合 ⇒ ○保佐人に代理権を与えること。
  - (2) 補助を開始する場合 ⇒ ○補助を開始すること。  
○補助人に代理権・同意権を与えること。
4. 申立人が希望した人(候補者)が、必ずしも成年後見人等に選任されるとは限りません。
5. 成年後見人等に報酬が必要となる場合があります。
  - (1) 専門職などの第三者が成年後見人等となった場合  
⇒ 基本的に報酬が必要です。
  - (2) 親族が成年後見人等となった場合  
⇒ 後見業務を無報酬で行うことができますが、成年後見人等としての事務負担が発生します。
6. 成年後見人等の職務は、「本人の判断能力が回復」又は「本人が死亡」するまで続きますので、それ以外の理由で利用を中止することはできません。
7. 成年後見人等は、家庭裁判所又は成年後見監督人等の監督を受けます。
8. 本人にとって最もふさわしい成年後見人等を選任するため、申立てにはいくつかの手続きが必要になります。また、成年後見人等による不正を防止するため、制度利用後は融通がきかないこともあります。
9. 成年後見人等は、すべての課題に対応できる人ではありません。成年後見人等は、親族や福祉・医療・行政等の関係機関などと連携・協働しながら法的側面から本人を支援します。

# 成年後見制度の概要

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つのしくみがあります。「法定後見制度」は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、すでに判断能力が不十分な方が対象となり、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。

「任意後見制度」は、しっかりと自分で判断できるうちに、判断能力が衰えた時に備えて、あらかじめ“誰に(任意後見人)”、“どのような支援(財産管理や身の周りのこと)”をしてもらうのかを自分で決めて契約をしておく制度です。

## 成年後見制度の種類と内容

### 成年後見制度

		法定後見制度 判断能力が不十分な人			任意後見制度 判断能力のある人
類型		後見	保佐	補助	任意後見
本人の状態	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	判断能力が十分ある人	
	すべての契約を代わりにして欲しい	重要な契約を代わりにして欲しい	難しい手続きを手伝って欲しい	今は自分でできるが将来のことが心配	
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
申立てについての本人の同意		不要	不要	必要	本人の意思に基づいた契約
支援する人に与えられる権限	代理できる行為	財産に関するすべての法律行為	申立てにより裁判所が定めた行為	申立てにより裁判所が定めた行為	契約で定めた行為
	本人の同意	不要	必要	必要	
同意権・取消権	取消できる行為	すべての法律行為 ※日常生活に関する行為を除く	法律で定められた重要な行為 (注)	申立てにより裁判所が定めた行為	同意権・取消権は与えられません
	本人の同意	不要	不要	必要	

(注)法律で定められた重要な行為とは:借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・増改築など。

### 代理権とは

成年後見人等が、本人に代わって、財産管理や契約などの法律行為を行う権限です。

### 同意権・取消権とは

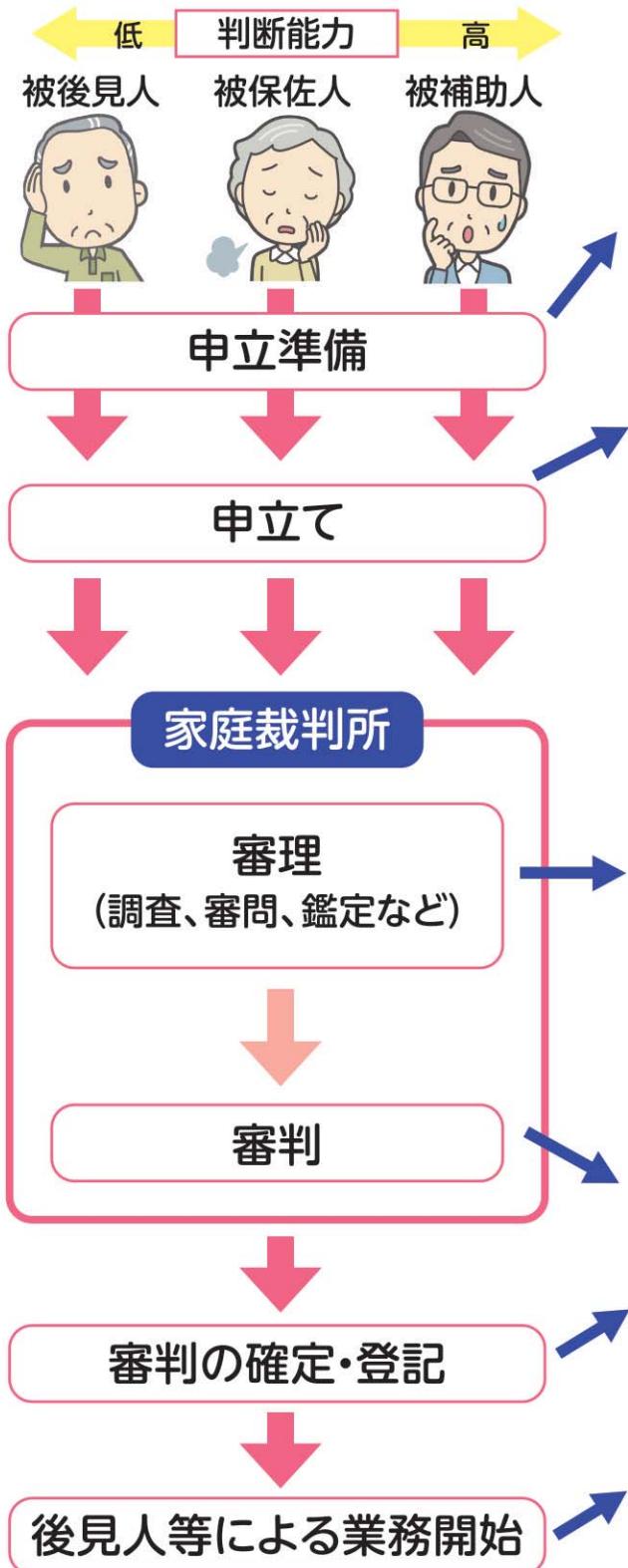
**同意権**…本人が行った契約などの法律行為を、本人にとって不利益でないかを検討し、問題がない場合に同意する権限です。

**取消権**…本人が成年後見人等の同意を得ないで行った不利益な法律行為を、後から取り消す権限です。

# 法定後見制度利用の流れ

## ① 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方を、法的側面から支援するために、家庭裁判所に成年後見人等を選任してもらう制度です。



- ① 「申立人」を決めます。  
【申立てができる人】 本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長(四親等内の親族が居ない場合など)
- ② 「成年後見人等の候補者」を検討します。
- ③ 「必要な書類」をそろえます。  
※申立書や医師の診断書、住民票、戸籍謄本など申立てに必要な書類をそろえます。
- ④ 本人が、住んでいるところを管轄する「家庭裁判所」に申立てをします。  
※住民票上の住所ではありません。  
【申立費用】
  - 診断書料(5千~1万円程度)、収入印紙・切手代等(1万円程度)の合計で2万円程度です。
  - 専門職に書類作成を依頼した場合は、別に10~20万円程度が必要です。
- ⑤ 面談・事情聴取
  - 申立人や本人、成年後見人等候補者(候補者がいる場合)等が、家庭裁判所で面談を受けます。
- ⑥ 本人状況の確認等
  - 本人の判断能力の程度や生活状況等を確認します。
  - 判断能力の程度については慎重に判断する必要があるため、医師による「鑑定」を行うことがあります。  
※鑑定には、別に5~10万円程度が必要です。
- ⑦ 本人の意思確認
  - 保佐申立ての場合:保佐人に「代理権」を与えること。
  - 補助申立ての場合:「補助を開始」すること。  
補助人に「代理権・同意権」を与えること。
- ⑧ 家庭裁判所が、支援の類型（「後見」「保佐」「補助」）を決定し、「成年後見人等を選任」します。
- ⑨ 本人と申立人、成年後見人等へ「審判結果が通知」され、その後「審判が確定」し、「法務局に登記」されます。
- ⑩ 成年後見人等が専門職の場合などは、「報酬」が発生します。  
●報酬は、家庭裁判所が本人の財産状況や後見事務の内容等などによって金額を決定し、本人の財産の中から支払います。  
※報酬のめやす額:通常、月額 2万円程度。

〈申立てから開始までにかかる期間〉

審理期間については、本人の状況などによって異なりますので、一概にはいえませんが、多くの場合、申立てから法定後見開始までの期間は、4か月以内となっています。

# 成年後見人等の仕事

成年後見人等は、本人の生活がより充実したものとなるため、本人の収入や財産を積極的に活用し(財産管理)、生活全般にわたる判断を責任を持って行います(身上保護)。

## 財産管理

…収入や支出、資産の管理をすること。

## 身上保護

…本人の生活や健康に配慮し、安心に暮らせるよう、生活や介護・医療などに関する契約や手続き(「身の回りの手配」)を行うこと。

## 財産管理

### 成年後見人等の役割

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収入・支出の管理
  - ・預貯金の管理
  - ・年金や給料等の受け取り
  - ・公共料金や税金の支払い
  - ・サービス利用料の支払い
- 不動産の管理・処分
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消し
- 遺産分割



など

### 成年後見人等の役割でないこと

- 財産の贈与(相続税対策の贈与を含む)
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替え・支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- 資産運用
- 日常生活に関する行為(日用品の購入など)に対する同意権・取消権の行使
- 本人の利益にならない債務保証や財産放棄など



## 身上保護

### 成年後見人等の役割

- 日常生活の見守りや必要な支援の手配
- 住居の賃貸借契約や家賃等の支払い
- 福祉サービスの利用契約や利用料金の支払い、サービス内容の確認
- 施設等の入退所や入院に関する手続き
- 役所や銀行、年金事務所などから届く書類の確認、手続き

など

### 成年後見人等の役割でないこと

- 買い物や介護、通院介助などの事実行為
- 医療行為に関する同意・決定
  - ※生命・身体に対しリスクのある治療行為(手術、注射、与薬、輸血、放射線治療など)の同意など
- 身元引受人や連帯保証人になること
- 本人に代わって、遺言、養子縁組、結婚、離婚など身分上のことを決めることなど

## 家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上保護の状況を報告し、必要な監督を受ける義務があります。

成年後見人等は、財産管理と身上保護の両側面から、本人に代わり法的に代理や同意、取消をする権限を使って、本人の法的保護を図り、権利を守ることを職務としています。

# 成年後見人等には、どのような人が選ばれるの？

親族後見	…配偶者や子どもなどの親族	〈本人の最も身近な存在として支援できる〉
専門職後見	…弁護士、司法書士、社会福祉士など	〈法律や福祉などの専門的な支援ができる〉
法人後見	…社会福祉協議会、NPO法人など	〈組織として継続的に安定した支援ができる〉
市民後見	…所定の講座などを受講した一般の方	〈生活者の目線できめ細かな支援ができる〉

## 成年後見制度利用支援事業

成年後見人等への報酬などの支払いが経済的に困難な方(生活保護受給者等)を対象に、一定の要件に基づき、報酬等の費用を助成する「成年後見利用支援事業」があります。

詳しくは、舞鶴市担当課へお問い合わせください。

<高齢者> 高齢者支援課 TEL 0773-66-1012 FAX 0773-62-7957  
<障がい者> 障害福祉・国民年金課 TEL 0773-66-1033 FAX 0773-62-7957

## 任意後見制度利用の流れ

### ② 任意後見制度

判断能力があるうちに、あらかじめ信頼できる代理人(任意後見契約受任者)を定めて、公正証書により契約しておく制度です。



本人(委任者)

任意後見契約の準備

- ① 任意後見人になってくれる人(「任意後見受任者」)を決めます。  
② 本人と任意後見受任者が話し合い、次のことを決めます。  
・何をして欲しいか(「支援内容」)  
・任意後見人の「報酬」

↓  
公証役場  
任意後見契約

- ③ 任意後見契約公正証書の作成  
※本人と任意後見契約受任者が、公証役場で任意後見契約を結びます。  
※任意後見契約の内容は、「法務局に登記」されます。

↓  
申立て

- ④ 任意後見監督人選任の申立て  
本人の判断能力が十分でなくなったとき、本人が住んでいるところを管轄する「家庭裁判所」に、「任意後見監督人選任の申立て」をします。  
※【任意後見監督人とは】  
任意後見人がきちんと業務をしているかをチェックする人  
※【申立ができる人】  
本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

↓  
家庭裁判所

審理

↓  
裁判

- ⑤ 任意後見監督人の選任  
家庭裁判所の審理を経て、任意後見監督人が選任され、任意後見受任者が任意後見人となります。  
⑥ 任意後見監督人への報酬額  
本人の財産状況などによって家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます(通常、月額1~3万円程度)。

↓  
任意後見契約の効力発生  
任意後見人による業務の開始

- ⑦ 契約内容に基づいて、任意後見人が支援を開始します。  
⑧ 任意後見監督人と家庭裁判所が、任意後見人の業務を監督します。

# 成年後見制度以外の権利擁護に関する制度等

## 福祉サービス利用援助事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送ることができるように、本人との契約にもとづき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業です。

### 「福祉サービス利用援助事業」と「成年後見制度」の違い

	福祉サービス利用援助事業	成年後見制度(法定後見制度)
概要	○日常的な生活援助の範囲内で支援を行う財産管理や身上保護に関する法律行為全般を行う ○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人	
対象者	○判断能力が不十分であるが、本事業の利用意思があり、契約内容を理解できる人	○判断能力がほとんどない人(「後見」) ○判断能力が著しく不十分な人(「保佐」) ○判断能力が不十分な人(「補助」)
支援内容	○日常的な金銭管理(預金の払い戻し・預け入れ等生活費の管理、福祉サービス利用料等の支払い) ○各種福祉サービスに関する情報提供や助言、利用手続きの支援 ○通帳や印鑑、年金証書等の預かりなど	○預金、不動産、証券などの財産全般の管理 ○不動産の売買や賃貸借契約の締結・解約 ○消費者被害の取消し ○福祉サービスの利用や施設等の入退所の契約、医療機関への入院契約など
支援者	社会福祉協議会(専門員、生活支援員)	成年後見人、保佐人、補助人
費用	月に数千円程度(利用状況などによる)	家庭裁判所が、本人の財産状況や成年後見人等の活動内容等を判断して決める

## 財産管理等委任契約(任意代理契約)

判断能力のある人が、自分の財産の管理やその他の生活上の事務の全部または一部について、支援してくれる人(代理権を与える人)を選んで、具体的な管理内容や支援方法、報酬等を決めて委任する契約です。

メリット	デメリット
家庭裁判所の関与を必要とせず、当事者間の合意のみで効力が生じ、内容も自由に定めることができる。	成年後見制度に比べ、社会的な信用が十分といえない。
判断能力の低下が効力の発生要件となっていないため、直ちに支援を受けられる。	家庭裁判所や後見監督人のような公的監督者がいないため、支援者をチェックすることが難しい。

## 死後事務委任契約

判断能力のある間に、自分が亡くなった後の諸手続、火葬、葬儀、埋葬等に関する事務について第三者に代理権を与える(「死後事務を委任する」)契約です。

成年後見制度や財産管理等委任契約は、原則として本人の死亡により終了するので、第三者に死後事務を依頼したい場合は、事前に必要な費用を預け、「死後事務委任契約」を結んでおく必要があります。

**舞鶴市成年後見支援センター** (社会福祉法人 舞鶴市社会福祉協議会)

〒625-0087 京都府舞鶴市字余部下1167(舞鶴市中総合会館3階)

TEL 0773-62-5530 FAX 0773-62-7039